

金婚夫婦及びダイヤモンド婚夫婦該当者の方へ

回覧文書でもお知らせしていますが、金婚夫婦表彰該当者及びダイヤモンド婚夫婦表彰該当者の申し込みを受け付けています。下記に該当され表彰を希望される方は、申し込みをお願いします。

◆金婚夫婦表彰

- ①昭和38年1月1日から昭和38年12月31日までに結婚され、満50年に達した夫婦。
※満50年は、婚姻届出の年月日により確認します。
- ②すでに満50年に達しており、平成24年度までに表彰を受けていない夫婦。

◆ダイヤモンド婚夫婦表彰

- ①昭和27年9月1日から昭和28年8月31日までに結婚され、満60年に達した夫婦。
※満60年は、婚姻届出の年月日により確認します。
- ②すでに満60年に達しており、平成24年度までに表彰を受けていない夫婦。

◎締め切り：平成25年6月24日（月）まで

◎お問い合わせ先：住民福祉課 福祉係（内線132・133）



外国人住民の方についても、2013年7月8日から、住基ネットの運用が開始されます。また、住基カードの交付を受けることができるようになります。

○2013年7月8日から、外国人住民の方についても住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の運用が開始されます。

住基ネットは、住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

○住基ネットの運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コードが記載され、2013年7月8日から、その住民票コードがお住まいの市区町村からご本人へ通知されます。

住民票コードは、住基ネットにおいて全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な、無作為の11桁の番号です。

○2013年7月8日から、外国人住民の方もお住まいの市区町村で住民基本台帳カード（住基カード）の交付を受けることができるようになります。

住基カードは、セキュリティに優れたICカードで、「写真付き住基カード」は公的な証明書としても使えます。

2013年7月8日から、できるようになることの例

- ・一部の行政機関で、住民票の写しの提出の省略が可能となるなど、手続きが簡略化されるようになります。
- ・お住まいの市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けること（注）ができるようになります。
（注）住基カード又は在留カード等の提示が必要です。
- ・住基カードの交付を受けている方は、転入届の特例が受けられ、郵送等により転出届を行うことで、引越し時の手続きで市区町村の窓口に出向くのは、引越し先の一度で済むようになります。
- ・住基カードに電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続きのインターネット申請ができるようになります。
- ・住基カードの交付を受けている方は、一部の市区町村において、コンビニエンスストアでの証明書等の交付など、市区町村が行う独自のサービスが受けられるようになります。

※住基ネットに関する詳しい内容につきましては、「住民基本台帳ネットワークシステムのホームページ」をご覧ください。

※住基カードに関する詳しい内容につきましては、「住民基本台帳カード組合情報サイト」をご覧ください。